

山之上地内に建設中の浄水場。ここから川辺町山橋の配水池に水が送られ、各家庭に配水される。

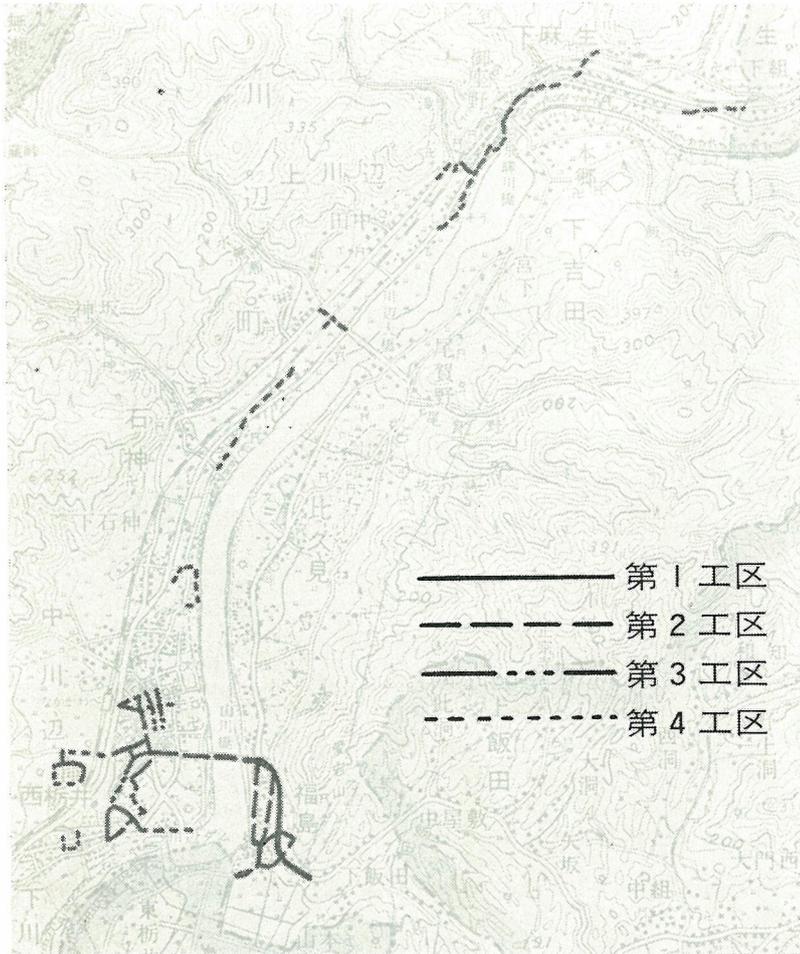
県木曾川右岸用水道建設工事事務所の話によりますと、来年七月から十一月頃に試験通水（配水管、施設などの洗浄及び点検）、五十二年一月一日から、みなさんの家庭へ一部給水を開始する予定とのことです。
町としては、年次計画に基づいて事業を進める一方、給水申し込みをされた方への取り出し、また公道敷におけるサービスマンの敷設についても、本管と同時に施行していきます。
五十年事業としては

昭和四十七年度より六カ年計画で始まった上水道事業も、今年で四年目にはいりました。
水は、空気、日光とともに私たちが生活していくために欠くことのできないものです。我が国はよく雨が降るし、あちこちに川も流れているので、水はまだまだたくさんあると考えるがちです。
しかし、生活水準が向上してくると、使う水の量も増えてきますし、使われる用途も飲み水、炊事、洗たく、入浴のほか、水洗トイレ、冷暖房などに広がっており、上水道の普及は一日も早く待たれるところですよ。

五十年 中川辺地域を中心に

四年目にはいつた上水道事業

50年度配水管敷設工事計画図



中川辺地域を中心に、図で示すように四工区に分けて敷設工事を行います。
第一工区 福島地域の配水管敷設延長約千四百十

第二工区 中川辺、西柳井地域の配水管延長約四千四百

第三工区 中川辺、上川辺、下麻生地域の配水管延長

第四工区 五月二十七日から六月三十日まで

約三千三百を十二月中旬から三月中旬まで

この敷設工事のほかに、配水池管理棟（塩素滅菌室、自家発電室塩素注入設備、一般事務室など）電気計装設備などが計画されています。

この上水道事業を進めていくうえで、交通規制などについてみなさんのご協力をよろしくお願ひします。

給水装置工事指定業者

給水装置工事は、町が規則に基づき指定した業者でなければなりません。その指定業者は下表のとおりです。

店名	代表者氏名	営業所	電話番号
中 建	中 屋 顕	上 川 辺	4 0 0 8
栄伸工業所	福 井 利 治	中 川 辺	2 7 0 6
三 光 水 道	奥 村 銀 郎	西 橋 井	2 2 2 7
加 茂 水 道 工 業 (株)	奥 田 信 義	中 川 辺	4 5 8 4
杉 原 工 業 (株) 川 辺 出 張 所	杉 原 誠 美	比 久 見	2 7 6 5
(有) マルミヤ	水 野 宏	中 川 辺	2 2 6 3
長谷川商店	長 谷 川 忠 彦	上 川 辺	5 0 2 5
佐伯電気工事	佐 伯 幸 男	石 神	2 1 7 1
木 曾 川 設 備 (株) 川 辺 営 業 所	大 脇 利 郎	上 川 辺	4 0 8 4
中 島 設 備 工 店 中 業 所	中 島 満	中 川 辺	2 6 0 7
渡 辺 工 務 店	渡 辺 定	石 神	2 1 2 3
西 部 配 管 設 備 川 辺 出 張 所	西 部 克	上 川 辺	3 5 7 5

昭和四十九年度川辺町上水道事業は、公営企業法の定めるところにより、監査委員の審査を受けた後、監査委員の意見をつけて、歳入歳出決算について議会の認定を受けました。収入は二億一千三十三万三千円あり、支出は一億七千八百二十五万五千円、実質収支三千二百七十八千円と企業債の未借入金一千

水道事業の決算認定

詳しいことは役場水道課までおたずねください。

加入率は約七〇パーセント

給水装置工事申し込みは、七月末日において、千六百八十五件あり、加入率は七〇割ほどです。ただし、官公署、学校関係は含んでいません。今後申し込みをされた方は、水道課に申し込み書がありますので、印鑑をもってお出かけください。

なお、今後配水管と取り出し工事は同時に施行します。配水管からの取り出し位置については協議しておいてください。

分担金の納入方法

水道加入説明会のときには、納付の早い人で、昭和五十年十二月に納付通知書により、分担金を納付していただくようお願いしてありましたが、その後パンフレットでお知らせの通り、分担金の納入方法が次のようになりました。なお、この分担金は、申し込み期日にかかわらず一律十万円です。

①昭和五十年十二月までに受託工事（本管から取り出し工事）を着工した場合は、分担金十万円

の内、半額の五万円を今年十二月に納入通知書により納入してください。残金は昭和五十一年の十二月中に納入していただきます。

②昭和五十一年一月から十二月までの間に着工する受託工事については、工事施行時点で分担金十万円の内、半額の五万円を納入してください。残金は五十一年の十二月中に納入していただきます。

③昭和五十二年一月以降に受託工事を施行する場合は、工事着工前に十万円を納入してください。

昭和49年度川辺町水道事業決算報告

収 入

区 分	予 算 額			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額(千円)	合 計 (千円)	決 算 額 (千円)	予算額に比しての増減(千円)
	当 初 予 算 額 (千円)	補 正 予 算 額 (千円)	小 計 (千円)				
資本的収入	156,032	△ 1,713	154,319	69,050	223,369	210,333	△13,036
企業債	132,800	—	132,800	49,000	181,800	169,000	△12,800
出資金	18,018	△ 1,131	16,887	—	16,887	16,651	△ 236
分担金	5,214	△ 582	4,632	—	4,632	4,632	0
繰越金	—	—	—	20,050	20,050	20,050	0

支 出

区 分	予 算 額				合 計 (千円)	決 算 額 (千円)	翌年度繰越額		不用額 (千円)
	当 初 予 算 額 (千円)	補 正 予 算 額 (千円)	小 計 (千円)	地方公営企業法第26条の規定による繰越額(千円)			地方公営企業法第26条の規定による繰越額(千円)	合 計 (千円)	
資本的支出	156,032	△1,713	154,319	69,050	223,369	178,255	44,878	44,878	236
建設改良費	141,936	△ 582	141,354	69,050	210,404	165,291	44,878	44,878	235
企業債償還	14,096	△1,131	12,965	—	12,965	12,964	—	—	1

二百八十万円合わせて四千四百八十七万八千円を翌年度へ繰り越しました。